

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を果たすとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の効率化を高めながら公正性、透明性を確保し、また、ステークホルダーとの適切な関係を保ちながら、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに記載されている基本原則を全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
スリーハンドレッドホールディングス株式会社	1,545,200	71.04
田中 俊昭	55,600	2.55
GOLDMAN SACHS INTERNATINAL	40,500	1.86
富士倉庫運輸株式会社	36,700	1.68
吉岡 和利	25,000	1.14
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	25,000	1.14
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	24,300	1.11
田中 俊恒	22,200	1.02
松野 洋子	22,200	1.02
鬼塚 麻紀子	22,200	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	スリーハンドレッドホールディングス株式会社
-----------------	-----------------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当該支配株主と取引を行う場合には、関連当事者取引管理規程等の諸規定に則って、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性を十分に検討するとともに、独立役員や監査役に対して意見を求め、取締役会の承認を得たうえで取引を行うことで、少数株主やその他の一般取引先に不利益が生じないように配慮いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小網 忠明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小網 忠明		2000年6月から2010年6月まで富士倉庫運輸株式会社の代表取締役社長、2010年6月から2011年6月まで同社の代表取締役会長、2011年6月から2015年6月まで同社の取締役相談役を務めておりました。なお、当社と富士倉庫運輸株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではありません。	永年に亘り株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行)並びに富士倉庫運輸株式会社の経営に携わり、そこから得た豊富な経営経験と幅広い見識等を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行する人材として社外取締役に選任しております。なお、当社と株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行)並びに富士倉庫運輸株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模でなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室の連携については、毎月ミーティングを実施するなど随時情報共有し、意見交換を図っております。
また、監査役、会計監査人、内部監査室の連携については、四半期毎に三様監査連絡会を実施することによって情報交換、意見交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安田 優	他の会社の出身者													
中下 壽雄	他の会社の出身者													
舩屋 年彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 優			永年に亘り株式会社北海道拓殖銀行(現三井住友信託銀行株式会社)に勤務し、金融機関における豊富な監査業務経験を有し、財務・会計・コンプライアンス面に関する相当程度の知見を有している人材として社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、当社の意思決定に影響を与えるような取引はなく、独立性を有しているものと判断しておりますが、常勤監査役であることから独立役員としては選任していません。

中下 壽雄	1996年8月から2002年4月まで五洋建設株式会社の代表取締役副社長、2002年4月から2002年6月まで同社の相談役を務めておりました。なお、当社と五洋建設株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではありません。	五洋建設株式会社の代表取締役副社長、相談役を歴任する等、建設業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している人材として監査役に選任しております。なお、当社と当社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として適格であると判断しております。
舩屋 年彦	2002年8月に富士倉庫運輸株式会社に入社し、2003年6月に同社営業企画部長、2004年6月から2008年5月まで同社取締役執行役員営業企画部長を務めておりました。なお、当社と富士倉庫運輸株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではありません。	株式会社東京相和銀行(現株式会社東京スター銀行)の執行役員、富士倉庫運輸株式会社の取締役並びに常勤監査役を歴任する等、財務会計・コンプライアンス面に関する相当程度の知見を有している人材として監査役に選任しております。なお、当社と富士倉庫運輸株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模でなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
-	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬額の総額が1億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は明確に定めていません。株主総会で決定された報酬限度額の範囲内及び年度経営計画により承認された年間支払予定額の範囲内で、取締役会の一任決議に基づき、代表取締役社長が個々の役員の職責及び実績を勘案し決定しております。

また、監査役報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役会にて協議の上、決定しております。

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、2018年6月25日開催の第37回定時株主総会において、200百万円以内とし、また、これには使用人兼務役員の使用人分は報酬に含めないものとして決議しております。
2. 監査役の報酬総額は、2015年11月26日開催の第34回定時株主総会において、30百万円以内として決議しております。

[役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数]

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	121	114			6	7
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外役員	18	17				4

- (注) 1. 取締役の報酬には、使用人分給与を含んではいません。
2. 退職慰労金については、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しています。
3. 上記報酬のほか2018年6月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任役員1名に対して5百万円支給しております。
4. 役員の報酬等の個別開示において、報酬額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートについては、管理本部にて行っております。事前に取締役会の議事次第や資料を送付することで、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
田中 俊昭	名誉相談役	経営全般に対する指導・助言	非常勤、報酬有	2003/06/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の機関は、以下のとおりであり、監査役会による経営監視機能を発揮させると同時に、社外取締役を選任することで、優れた知見に基づき当社の中長期的な成長に資する有効な助言を得るとともに、監査役会とは別の視点から経営の監督を行うことで、より公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築できるものと考えております。

1. 取締役会

当社の取締役会は8名で構成されており、内1名は社外取締役であります。取締役会規程に基づき、経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当該取締役会には、監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反しないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。2018年度の取締役会は、合計16回(定期12回、臨時4回)開催され、社外取締役の出席率は94%、社外監査役の出席率は96%となっています。

2. 監査役会及び監査役監査の状況

当社の監査役会は、3名全員が社外監査役であり、内1名は常勤監査役であります。監査役会規程に基づき、取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議等の重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査しております。監査役会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。2018年度の監査役会は16回開催され、社外監査役の出席率は96%でした。当社では監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置しておりませんが、内部監査室が内部監査の実施状況を監査役に報告しております。

3. 経営会議

当社は、業務執行に関する意思決定の迅速化・課題への早期対応力の強化を図るため、業務執行に携わる常勤取締役ならびに社長の指名する部門長(必要に応じて常勤監査役)で構成する経営会議を原則毎月1回開催しております。経営会議では業務執行にかかわる重要な事項、情報の共有が必要な事項に関して報告・協議するとともに、決裁規程に基づき受注案件に関し協議・決裁し結果を取締役に報告しております。

4. 内部監査の状況

当社の内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室(1名)にて、会計監査、内部統制監査、業務監査を実施しております。内部監査室の実施する監査は、監査計画書を事前に取締役会に報告の上、年度を単位として、年間で社内全部門を監査するように計画し、実施しております。

また、四半期ごとに、監査役、監査法人、内部監査室で構成される三様監査連絡会にて、相互連携しております。

5. 会計監査の状況

当社の2018年度会計監査業務を執行した公認会計士は、倉持政義氏、田中弘司氏であり、ひびき監査法人に所属しています。継続監査期間は2年間であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等7名です。

6. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要事項の決議、協議及び報告の場として、原則として毎年度四半期に1回開催しております。同委員会の構成は、社長を委員長とし、取締役、各本部長、及び委員長の指名する従業員等としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2のとおり、取締役会が代表取締役社長、取締役の業務執行を監督し、監査役会が独立した機関として取締役の職務の執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するうえで有効であると判断し、コーポレート・ガバナンス体制として監査役会設置会社制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定期限日より、早期に発送するように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、株主総会集中日を避け、より多くの株主が出席しやすい日程を設定する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、今後、WEBサイトで公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	多くの個人投資家に当社を知っていただく機会として、定期的に個人投資家向けの説明会を開催したいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催したいと考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では、具体的な検討は行っていませんが、株主構成を考慮しながら、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のWEBサイト内に、IRサイトを設けており、決算説明会資料をはじめ当社のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は管理本部 総務企画部とし、情報開示を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社は、企業の社会的責任を果たすため、下記の企業理念及び経営理念に基づき、ステークホルダーの立場を尊重した経営を行ってまいります。</p> <p><企業理念> 「子供たちに何が残せるか」を常に考え、明日のために、今日出来ることを実行し社業を通じて人にやさしい環境づくりに貢献します。</p> <p><経営理念> TANAKENは、「思いやり・信頼・感謝」というキーワードを経営理念として大切にします。 「思いやり」 TANAKENは、環境への思いやり・お客様への思いやり・地域への思いやり・社員及び家族への思いやりを大切にします。 「信頼」 TANAKENは、技術への信頼・会社への信頼・社員への信頼を基に、お客様からの揺るぎない信頼と評価を得る事を目指します。 「感謝」 TANAKENは、お客様への感謝・家族、仲間への感謝・仕事への感謝を胸に刻み、社会の発展に貢献します。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、下記の内容を包含した環境方針に基づき行動し、環境保全活動を事業活動の一環として実施しております。</p> <p>環境負荷の少ない解体工法を優先的に採用し、解体工事における環境負荷を低減させるように監理する。</p> <p>解体工事を通して、既存の建築物、構造物及び土壌等から、有害物質・汚染物質を除去し、これらを適正に処理する。</p> <p>解体工事にて発生する建設廃材のリサイクルに努め、汚染を予防する。</p> <p>上記を活動の指針として業務を実施しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、ステークホルダーに対して適切に情報提供を実施するため、当社の「適時開示マニュアル」に従い、当社の決定事実、発生事実、決算に関する情報、その他の適時開示情報の発生時における適時開示の手続を適切に実施します。</p> <p>また、新たに制定されたフェア・ディスクロージャー・ルール(改正金商法施行)に準拠した開示を実施するとともに、会社法、金融商品取引法、その他の法令および株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」と照らし合わせ、適時に情報を開示いたします。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社業務に精通した取締役により各種会議を通し経営課題の共有化を図るなかで業務を執行しています。経営監視機能としては、監査役の監査の独立性を高め牽制機能の充実を図っているほか、社外取締役を選任し取締役会の議論、決議にかかわることにより内部統制システムの充実を図っております。内部統制システムの整備の状況は、以下のとおりとなっております。

1. コンプライアンス体制の整備状況

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためコンプライアンス行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会の設置・開催、コンプライアンスマニュアルの作成、弁護士等の専門家を交えた研修の実施、内部通報制度の充実等の諸施策の実施により、体制を確保してまいります。

2. リスク管理体制の整備状況

当社は、損失の危険の管理に関する規程として「リスク管理規程」を制定し、リスクを事前把握し対応することで、リスクの顕在化の抑止に加え、リスクが顕在化した場合においても、会社損失の最小化を図り再発を防止することで、企業価値の保全に努めています。また、万一、重大なリスクが顕在化した場合には「緊急事態対策要領」により、緊急事態対策室を設置し、これに速やかに対応する体制を確保しております。

3. 情報管理体制の整備状況

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他の業務の執行状況を示す主要な文書は、これを適切に保存するものとし、文書管理規程・情報システム管理規程に従い管理しております。

4. 職務の執行が効率的に行なわれるための体制の整備

年度ごとの経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、業績への責任が明確化される組織体制を構築し、部門ごとの業務目標を明確にしております。また、職務分掌規程、業務分掌規程、決裁規程、稟議規程を定め、意思決定プロセスを明確にすることにより意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については経営会議・取締役会等において慎重な意思決定を行っております。

5. 会計監査人の内部統制に関する事項

会計監査人は、独立した立場から、期初に作成した監査計画にしたがって、会計監査・内部統制監査を適正に実施し、「四半期レビュー結果報告」及び「期末決算監査報告」等を当社に提出しております。また、監査役会・内部監査室とも適宜、情報交換・意見交換を行うほか、四半期毎に三様監査連絡会で情報交換・意見交換を実施し、監査の有効性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは取引や利益供与等の一切の関係を遮断することを基本方針としております。反社会的勢力に対する基本方針・対応方法は、反社会的勢力対応規程・反社会的勢力対応マニュアルに記載するとともに、社内研修を通じて周知・徹底を図っております。また、取引業者と締結する工事下請負契約書、注文書、注文請書に条文化し当該団体との取引を排除するとともに、万一反社会的勢力との間に問題が発生した場合には、法律の専門家や警察等と連携を図り、毅然とした対応をいたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

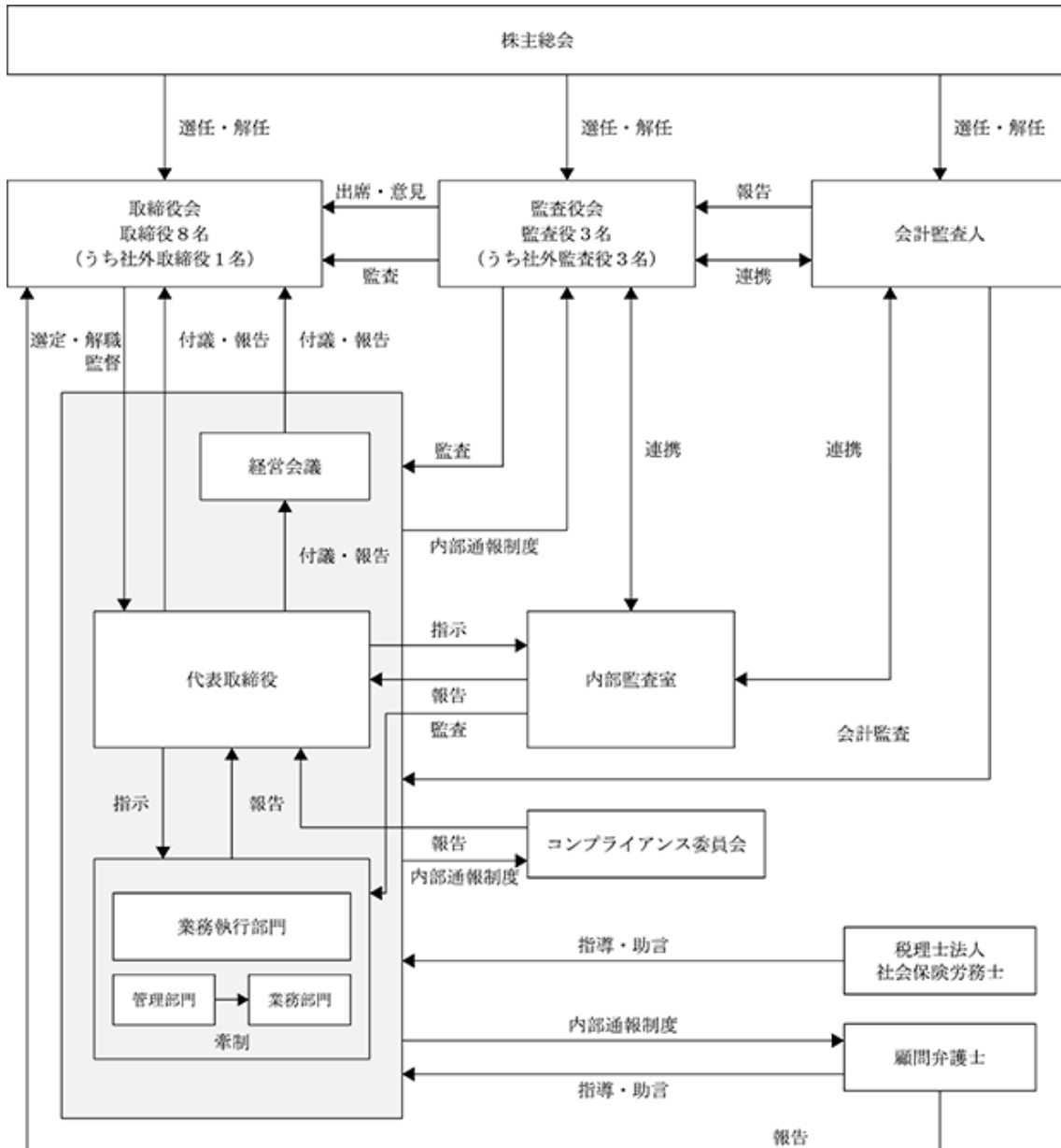
なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

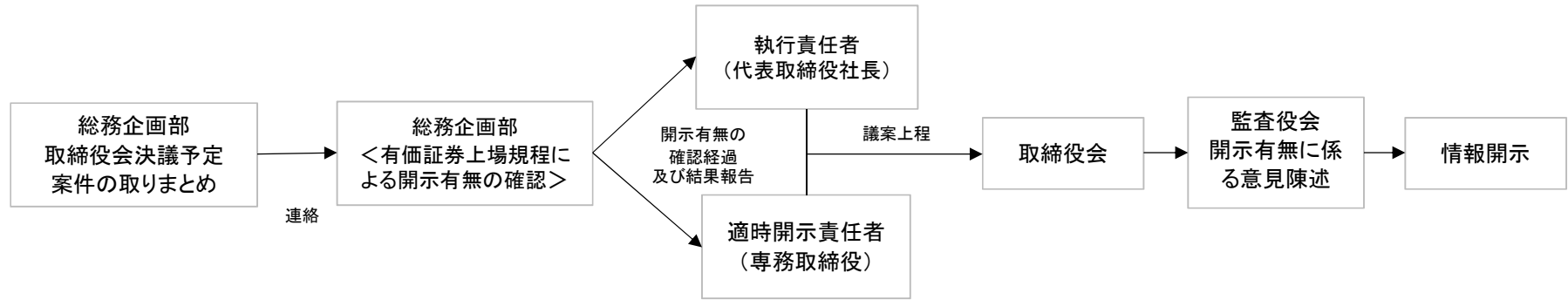
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



【適時開示体制の概要図】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>

